



# 佐賀県公報

平成18年  
6月9日  
(金曜日)  
第12764号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

規則

告示

公告

◎佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

(七一・税務課)

一

○保安林予定森林

(三九四・森林整備課)

二

○道路の区域の変更

(三九五・道路課)

二

○道路の供用開始

(三九六・ )

三

○ホストコンピュータ外部運用業務委託に係る制限付一般競争入札

(情報・業務改革課)

三

○随意契約の相手方等の公示

(医務課)

六

○都市計画法及び佐賀県都市計画公聴会規則に基づく公聴会の開催

(まちづくり推進課)

七

○落札者等の公示

(建築住宅課)

七

○

( )

八

○

( )

八

○

( )

九

○

( )

九

○

( )

一〇

○一般国道三百二十三号道路改良工事に係る特定建設工事共同企業

体による条件付一般競争入札

(道路課)

一〇

○公文書の開示等の実施状況

(総務法制課)

三

○佐賀県個人情報保護条例の運用状況

( )

三

## 公安委員会事項

○警備業務に係る検定合格者審査

(公告四)

○警備員指導教育責任者講習の実施

( ) 一六

○

( ) 一八

○

( ) 一九

○平成十八年度警備員検定の実施

( ) 二〇

## 雑報

○佐賀県地域防災計画修正の要旨の公表

(佐賀県防災会議) 三

### 公布された規則のあらまし

○佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第七一号)

1 電子収納に対応する納税通知書兼領収証書等について、納付可能な金融機関を追加することとした。(様式第一四号その一、様式第一四号その三、様式第一四号その四、様式第一五号、様式第五四号その一、様式第六七号及び様式第一〇一号その一の二関係)  
2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規則

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月九日

佐賀県知事 古川 康

### ◎佐賀県規則第七十一号

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則(昭和三十年佐賀県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

様式第十四号その一の裏、様式第十四号その三の裏、様式第十四号その四の裏、様式第十五号の裏、様式第五十四号その一の裏、様式第六十七号の裏及び

様式第百一号その一の二の(裏)中

「インターネット及びPay-easy対応のATMからも納付することができます。詳しくは、佐賀県のホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>) を御参照ください。」

「インターネット及びPay-easy対応のATMからも納付することができます。なお、インターネット専業銀行を利用する場合には、イーバンク銀行に限りません。」

詳しくは、佐賀県のホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>) を御参照ください。」

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

○ 告 示

●佐賀県告示第百九十四号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。  
平成十八年六月九日

一 保安林予定森林の所在場所

佐賀県知事 古 川 康

佐賀市三瀬村藤原字井手野五二五、五四六の一九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

●佐賀県告示第百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月九日から平成十八年七月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月九日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前 後の別	区域	
	区	間		幅 メートル	延 メートル
県道 薬師丸佐賀 停車場線	佐賀市金立町大字薬師丸字薬師 森一六三一番一地从先から	佐賀市金立町大字薬師丸字薬師 森一六三一番一地从先から	後	一八・〇 五・〇	二九一・八
	佐賀市兵庫町大字渚字宿東側二 六二八番地先まで	佐賀市兵庫町大字渚字宿東側二 六二八番地先まで	前	一六・〇 四・九	二六七・五

●佐賀県告示第三百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年六月九日から平成十八年七月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 薬師丸佐賀停車場線	佐賀市金立町大字薬師丸字薬師森一六三一 番一地从先から 佐賀市兵庫町大字渚字宿東側二六二八番 地先まで	平成一八・六・九

○ 公 告

次のとおり制限付一般競争入札に付します。

平成18年6月9日

収支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

迎 出

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 ホストコンピュータ外部運用業務委託
- (2) 業務内容 入札説明書による。
- (3) 実施場所 受託者の申請により県が認めた場所
- (4) 委託期間 契約の日から平成23年9月30日まで

2 入札参加資格及び条件に関する事項

この入札に参加できる者は、(1)又は(2)に掲げる要件をすべて満たす単一企業・法人又は複数企業・法人による共同企業体として、佐賀県知事から入札参加資格を有すると認められた者とする。

(1) 単一企業・法人の場合の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 本業務の委託に係る入札参加資格確認申請提出書類の提出期限日以前6か月以内に、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

オ 財団法人日本情報処理開発協会が認定するライオンパシナーワーク又は情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS) 認証基準に基づく認証を取得していること。

カ ホストコンピュータに係る設定・操作又はオンラインシステムなどの運用管理・監視業務等に係る技能及び2年以上の経験を有する管理技術者並びに技術者を配置できること。

キ 共同企業体の構成員でないこと。

<p>(2) 共同企業体の場合の資格要件</p> <p>ア 共同企業体の構成員数は3者以内であること。</p> <p>イ 代表者の出資比率が構成員中最大であること。</p> <p>ウ すべての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>エ すべての構成員は、(1)アからオまでの要件をすべて満たすこと。</p> <p>オ 代表者は、(1)カの要件を満たすこと。</p> <p>カ 共同企業体の構成員が協同組合の場合、当該組合の組合員は、単一企業・法人又は他の共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>(3) 共同企業体の存続期間</p> <p>ア 県業務の相手方となった者</p> <p>イ 県業務に係る委託契約の履行後3か月を経過する日まで</p> <p>ウ 県業務の相手方とならなかった者</p> <p>エ 本業務に係る委託契約の相手方が確定した日まで</p> <p>3 入札手続等に関する事項</p> <p>(1) 担当課</p> <p>郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟5階 佐賀県統括本部情報・業務改革課システム管理担当 電話 0952-25-7038、FAX 0952-25-7299 E-mail jounhou-gyounmu@pref.saga.lg.jp</p> <p>(2) 入札説明書及び附属書類の交付方法及び交付期間</p> <p>ア 入札説明書 平成18年6月9日(金)から6月23日(金)まで佐賀県ホームページ(URL: <a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a>)に掲載する。</p> <p>イ 附属書類 電子メールで、附属書類送付依頼書を添付し、平成18年6月12日(月)から6月23日(金)午後5時までに3の(1)のメールアドレスに送信すること。</p> <p>附属書類は、送付依頼先に原則として電子メールにより送</p>	<p>付する。</p> <p>(3) 入札参加資格確認申請書の受付期間、場所及び提出方法</p> <p>ア 受付期間 平成18年6月12日(月)から6月23日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 受付場所 上記3(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法 持参又は郵送によること。</p> <p>なお、郵送の場合は書留郵便によることとし、平成18年6月23日(金)必着とする。</p> <p>(4) 競争入札参加資格の確認</p> <p>ア 入札参加希望者に求められる義務</p> <p>(イ) 入札参加希望者は、2の(1)又は(2)を確認できる書類(以下「書類」という。)並びに入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を、(1)の担当課に平成18年6月23日(金)までに提出しなければならない。</p> <p>(ウ) 入札参加希望者は、提出した書類及び申請書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>イ 審査</p> <p>(イ) 提出された書類及び申請書を審査のうえ、入札参加資格を有する者に限り、入札の参加者(以下「入札者」という。)とする。</p> <p>(ウ) 競争入札参加資格の確認結果は、平成18年6月29日(木)までに通知する。</p> <p>(イ) 通知の結果、参加資格がないと認められた者は、その理由の開示を平成18年7月6日(木)までに(1)の担当課に書面で請求することができる。</p> <p>(ウ) 入札者の資格喪失</p> <p>入札者は、入札書の提出期限までに、次に該当することとなったときは、入札資格を失うものとする。</p>
---	---

<p>                     ア 仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社更正手続開始、特別精算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。                      イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、業務執行が困難と見込まれるとき。                      ウ その他本件委託業務に着手し、又は遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。                      (6) 入札及び開札の日時並びに場所                      ア 日時 平成18年7月19日(水) 午前10時                      イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号                          佐賀県庁 新行政棟11階 112号会議室                      ウ 入札方法 持参又は郵送によること。                          なお、郵送の場合は配達日指定の書留郵便によることとし、平成18年7月18日(火) 必着とする。                      (7) 開札に関する事項                      開札においては、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。                      (8) 入札保証金及び契約保証金                          佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第2項第1号及び第115条第3項第1号の規定に該当する場合は免除する。                      (9) 契約条項を示す場所                          3の(1)に同じ。                      (10) 入札の無効                          次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。                      ア 入札に参加する資格のない者                      イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者                 </p>	<p>                     ウ 当該入札について不正行為を行った者                      エ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者                      オ 入札保証金を納入しない者及び入札保証金の納入額が不足する者                      カ 一人で2以上の入札をした者                      キ 代理人でその資格のないもの                      ク 法令又は入札に関する条件に違反した者                      (11) 入札の撤回                      入札者は、その提出した入札書の書き換え、差し替え又は撤回をすることができない。                      (12) 入札又は開札の中止                      次の各号のいずれかに該当する場合は、入札又は開札を中止する。                      なお、この場合の損害は、入札者の負担となる。                      ア 競争に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしているとき。                      イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。                      (13) 落札者の決定方法                      ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。                      イ 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席していない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札に関係のない職員にくじを引かせるものとする。                      ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないとき(入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合)は、直ちに再度入札を行う。                 </p>
---	---

<p>ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。</p> <p>エ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。</p> <p>オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としないことがある。</p> <p>なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 契約書作成の要否 要</p> <p>(3) 詳細は入札説明書による。</p> <p>(4) 談合情報があつた場合は、談合の有無に関わらず、そのすべてを公表することがある。</p> <p>(5) この調達契約は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Subject matter of the contract : Agreement to undertake transfer of main computer to outside location</p> <p>(2) Fulfillment Period : From start of the contract to September 30, 2011</p>	<p>(3) Explanation of the Bidding Process : Posted on the Saga Prefecture home page from Friday, June 9 to Friday, June 23 (2006).</p> <p>(4) Date and time for opening bids and tenders : The bid application must be handed in by 10:00AM, Wednesday, July 19, 2006.</p> <p>If you wish to post the form, please make sure it will be sent via registered mail and arrive no later than Monday, July 18, 2006.</p> <p>Place &amp; time appointed for the Bids and Tenders : Place : Room112, 11th Floor, Saga Prefectural Government Time : 10:00AM on Wednesday, July 19, 2006</p> <p>(5) Contact : Information and Operations Improvement Division, General Management Headquarters, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, Japan 840-8570 TEL 0952-25-7038</p> <p>次のおり随意契約の相手方等について公告します。 平成18年6月9日 収支等命令者 佐賀県立病院好生館長 河野仁志</p> <p>1 委託業務名 平成18年度オーダリング関連システムに係る運用業務及びシステム保守業務委託</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>3 随意契約とした理由</p>
---	---

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。

- 4 契約の相手方を決定した日  
平成18年4月1日
- 5 契約者の氏名及び住所  
(1) 氏名 西鉄情報システム株式会社 代表取締役社長 松尾俊彦  
(2) 住所 福岡市中央区渡辺通二丁目9番3号
- 6 契約価格  
59,787,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 佐賀県立病院好生館企画・経営室  
(2) 所在地 佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番9号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項及び佐賀県都市計画公聴会規則(昭和45年佐賀県規則第37号)第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成18年6月9日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開催の日時及び場所  
日時 平成18年7月7日(金)  
午後7時から  
場所 唐津市佐志浜町4525-2 佐志公民館
- 2 公聴会において意見を聴こうとする都市計画案  
唐津都市計画臨港地区の変更
- 3 唐津都市計画臨港地区の変更案の概要

区分	名称	区域	面積(ha)	分区(ha)
現行	唐津都市計画臨港地区	二太子三丁目、海岸通、中瀬通、東大島町及び西大島町の一部	139.9	商港区 特殊物資港区 工業港区 漁港区 保安港区 修景厚生港区 マリーナ港区
変更案	唐津都市計画臨港地区	二太子三丁目、海岸通、中瀬通、東大島町、西大島町、佐志浜町及び佐志中通の一部	147.4	商港区 特殊物資港区 工業港区 漁港区 保安港区 修景厚生港区 マリーナ港区

4 唐津都市計画臨港地区の変更案の縦覧場所

唐津都市計画臨港地区の変更案は、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課、唐津土木事務所港湾課及び唐津市都市計画課で平成18年6月30日(金)まで縦覧に供します。

5 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成18年6月30日(金)までに意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した書面(公述申出書)を佐賀県知事に提出してください。

6 公述申出書の提出先及び公聴会に関する問い合わせ先

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課  
佐賀市内一丁目1番59号(電話0952-25-7326)

次のとおり落札者等について公示します。

平成18年6月9日  
収支等命令者

<p>佐賀県県土づくり本部建築住宅課長 犬塚敏治</p> <p>1 工事名 県営住宅アベニュー与賀団地(仮称) 1工区建設工事(設計・施工)</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 総合評価条件付一般競争入札</p> <p>3 総合評価の方法 評価値による。(評価値の最も大きい者を落札者とする。)</p> <p>評価値＝技術点／入札価格</p> <p>4 入札公告日 平成18年2月1日</p> <p>5 落札決定日 平成18年3月17日</p> <p>6 落札者の氏名及び住所 菺田・木下建設共同企業体</p> <p>代表者 有限会社菺田建設 代表取締役 菺田 浩</p> <p>佐賀市富士町大字古湯816番地</p> <p>7 入札結果 技術点 88.8点</p> <p>入札価格 43,747,000円(消費税額及び地方消費税額を含まない。)</p> <p>評価値 0.2030</p> <p>8 落札金額 45,934,350円(消費税額及び地方消費税額を含む。)</p> <p>9 契約に関する事務を担当する本部等の名称及び所在地</p> <p>(1) 本部等の名称 佐賀県県土づくり本部建築住宅課総務担当</p> <p>(2) 所在地 佐賀市内一丁目1番59号</p> <p>次のとおり落札者等について公示します。</p> <p>平成18年6月9日</p> <p>収支等命令者 佐賀県県土づくり本部建築住宅課長 犬塚敏治</p>	<p>1 工事名 県営住宅アベニュー与賀団地(仮称) 2工区建設工事(設計・施工)</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 総合評価条件付一般競争入札</p> <p>3 総合評価の方法 評価値による。(評価値の最も大きい者を落札者とする。)</p> <p>評価値＝技術点／入札価格</p> <p>4 入札公告日 平成18年2月1日</p> <p>5 落札決定日 平成18年3月17日</p> <p>6 落札者の氏名及び住所 未来・空閑建設共同企業体</p> <p>代表者 株式会社未来建設 代表取締役 副島 竜弘</p> <p>佐賀市道祖元町63</p> <p>7 入札結果 技術点 71.3点</p> <p>入札価格 24,400,000円(消費税額及び地方消費税額を含まない。)</p> <p>評価値 0.2922</p> <p>8 落札金額 25,620,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)</p> <p>9 契約に関する事務を担当する本部等の名称及び所在地</p> <p>(1) 本部等の名称 佐賀県県土づくり本部建築住宅課総務担当</p> <p>(2) 所在地 佐賀市内一丁目1番59号</p> <p>次のとおり落札者等について公示します。</p> <p>平成18年6月9日</p> <p>収支等命令者 佐賀県県土づくり本部建築住宅課長 犬塚敏治</p> <p>1 工事名 県営住宅アベニュー与賀団地(仮称) 3工区建設工事(設計・施工)</p>
--	--

<p>工)</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 総合評価条件付一般競争入札</p> <p>3 総合評価の方法 評価値による。(評価値の最も大きい者を落札者とする。)</p> <p>評価値＝技術点／入札価格</p> <p>4 入札公告日 平成18年2月1日</p> <p>5 落札決定日 平成18年3月17日</p> <p>6 落札者の氏名及び住所 宮地・遠江建設共同企業体</p> <p>代表者 有限会社宮地建設 代表取締役 宮地 幸雄 佐賀市蓮池町大字見島369番10号</p> <p>7 入札結果</p> <p>技術点 69.4点</p> <p>入札価格 24,050,000円 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)</p> <p>評価値 0.2886</p> <p>8 落札金額 25,252,500円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)</p> <p>9 契約に関する事務を担当する本部等の名称及び所在地</p> <p>(1) 本部等の名称 佐賀県県土づくり本部建築住宅課総務担当</p> <p>(2) 所在地 佐賀市城内一丁目1番59号</p> <p>次のとおり落札者等について公示します。 平成18年6月9日</p> <p>収支等命令者 佐賀県県土づくり本部建築住宅課長 犬塚敏治</p> <p>1 工事名 県営住宅アベニュー与賀団地(仮称)4工区建設工事(設計・施工)</p>	<p>2 契約の相手方を決定した手続 総合評価条件付一般競争入札</p> <p>3 総合評価の方法 評価値による。(評価値の最も大きい者を落札者とする。)</p> <p>評価値＝技術点／入札価格</p> <p>4 入札公告日 平成18年2月1日</p> <p>5 落札決定日 平成18年3月17日</p> <p>6 落札者の氏名及び住所 佐藤・木塚建設共同企業体</p> <p>代表者 株式会社佐藤建設 代表取締役 佐藤 秀樹 佐賀市本庄町大字末次753番1号</p> <p>7 入札結果</p> <p>技術点 68.1点</p> <p>入札価格 24,600,000円 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)</p> <p>評価値 0.2768</p> <p>8 落札金額 25,830,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)</p> <p>9 契約に関する事務を担当する本部等の名称及び所在地</p> <p>(1) 本部等の名称 佐賀県県土づくり本部建築住宅課総務担当</p> <p>(2) 所在地 佐賀市城内一丁目1番59号</p> <p>次のとおり落札者等について公示します。 平成18年6月9日</p> <p>収支等命令者 佐賀県県土づくり本部建築住宅課長 犬塚敏治</p> <p>1 工事名 県営住宅アベニュー与賀団地(仮称)5工区建設工事(設計・施工)</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 総合評価条件付一般競争入札</p>
---	---

<p>3 総合評価の方法 評価値による。(評価値の最も大きい者を落札者とする。)</p> <p>評価値＝技術点／入札価格</p> <p>4 入札公告日 平成18年2月1日</p> <p>5 落札決定日 平成18年3月17日</p> <p>6 落札者の氏名及び住所 永渕・双葉建設共同企業体</p> <p>代表者 永渕建設株式会社 代表取締役 永渕 尚子 佐賀市神野東三丁目2番7号</p> <p>7 入札結果 技術点 63.8点 入札価格 19,500,000円 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)</p> <p>評価値 0.3272</p> <p>8 落札金額 20,475,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)</p> <p>9 契約に関する事務を担当する本部等の名称及び所在地</p> <p>(1) 本部等の名称 佐賀県県土づくり本部建築住宅課総務担当</p> <p>(2) 所在地 佐賀市内一丁目1番59号</p> <p>次のとおり落札者等について公示します。 平成18年6月9日 収支等命令者 佐賀県県土づくり本部建築住宅課長 犬塚 敏治</p> <p>1 工事名 県営住宅アベニュー与賀団地(仮称) 6工区建設工事(設計・施工)</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 総合評価条件付一般競争入札</p> <p>3 総合評価の方法 評価値による。(評価値の最も大きい者を落札者とする。)</p>	<p>評価値＝技術点／入札価格</p> <p>4 入札公告日 平成18年2月1日</p> <p>5 落札決定日 平成18年3月17日</p> <p>6 落札者の氏名及び住所 テクノホーム・森保建設共同企業体</p> <p>代表者 テクノホーム株式会社 代表取締役 野口 博 佐賀市兵庫町藤木1番地1号</p> <p>7 入札結果 技術点 58.1点 入札価格 18,400,000円 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)</p> <p>評価値 0.3158</p> <p>8 落札金額 19,320,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)</p> <p>9 契約に関する事務を担当する本部等の名称及び所在地</p> <p>(1) 本部等の名称 佐賀県県土づくり本部建築住宅課総務担当</p> <p>(2) 所在地 佐賀市内一丁目1番59号</p> <p>一般国道323号道路(古湯トンネル(仮称))改良工事について、特定建設工事共同企業体による条件付一般競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。 なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。 また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。 平成18年6月9日 佐賀県知事 古川 康</p>
--	--

<p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 一般国道323号道路(古湯トンネル(仮称))改良工事</p> <p>(2) 工事場所 佐賀市富士町大字古湯</p> <p>(3) 工事内容 トンネル延長 L=348メートル トンネル幅員 W=6.5(10.25)メートル 完成内空断面積 A=61.6平方メートル</p> <p>(4) 予定工期 約18か月間</p> <p>2 共同企業体に関する事項</p> <p>(1) 構成員の資格要件</p> <p>ア すべての構成員が次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。</p> <p>(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により、土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ウ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項の規定により、土木一式工事特Aの決定を受けていること。</p> <p>(エ) 土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。</p> <p>(オ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から開札日までの間に受けていないこと。</p> <p>(カ) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。</p>	<p>(ア) 土木一式工事について営業年数が3年以上あること。</p> <p>イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(イ) 構成員のうちで出資比率が最大のものであること。</p> <p>(イ) 平成16年12月1日から平成17年11月30日までの間に基準日がある経営事項審査において土木一式工事の総合評点が1,200点以上であること。</p> <p>(イ) 佐賀県内に本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。</p> <p>(イ) 道路トンネル工事(NATM工法)について、平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に元請けとして竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。</p> <p>(イ) (イ)に掲げる工事の施工経験を有する者を監理(主任)技術者として当該工事に専任で配置できるものであること。</p> <p>ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、佐賀県内に本店を有する建設業者であること。</p> <p>(2) 構成員の数 3社とする。</p> <p>(3) 出資比率 すべての構成員が20パーセント以上の出資比率であること。</p> <p>(4) 存続期間</p> <p>ア 県工事の相手方となった者 当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過した日まで</p> <p>イ 県工事の相手方とならなかった者 当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで</p> <p>3 入札参加資格確認申請書及び提出資料</p> <p>(1) 入札参加資格確認申請書</p> <p>(2) 共同企業体協定書および編成表</p>
---	---

<p>(3) 同種工事の施工実績調査</p> <p>(4) 近隣地域での施工実績調査 (共同企業体の代表者のみ)</p> <p>(5) 配置予定技術者調査 (共同企業体の代表者のみ)</p> <p>(6) 営業所一覧表</p> <p>(7) 総合評価値通知書の写し (平成16年12月1日から平成17年11月30日までの間に審査基準日があるもの)</p> <p>4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間等</p> <p>(1) 入札説明書の交付期間および交付場所 交付期間 平成18年6月9日(金) から平成18年6月16日(金) まで (土曜日及び日曜日は除く。) の9時から16時まで 交付場所 佐賀県佐賀土木事務所総務課 (佐賀市八戸二丁目2-67) 電話番号 0952-24-4345</p> <p>(2) 入札参加申請書及び提出資料の受付 3の(1)の入札参加資格確認申請書については、佐賀県電子入札システムに登録するものとする。 3の(2)から(7)までについては、書面にてイの受付場所に持参するものとする。</p> <p>ア 受付期間 平成18年6月15日(木) から平成18年6月23日(金) まで (土曜日及び日曜日は除く。) の9時から16時まで</p> <p>イ 書面による受付場所 佐賀県佐賀土木事務所総務課 (佐賀市八戸二丁目2-67) 電話番号 0952-24-4345</p> <p>ウ 提出部数 3部 (うち1部は受付後返却する。)</p> <p>(3) 入札の日時 入札書は佐賀県電子システムにより、平成18年7月31日(月) 又は平成18年8月1日(火) の9時から16時まで提出すること。</p>	<p>(4) 開札の日時及び場所 日時 平成18年8月2日(水) 10時 場所 佐賀県佐賀土木事務所</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号) 第103条第2項第2号の規定により免除する。 イ 契約保証金 納付すること。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。 なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1以上とする。</p> <p>(2) 落札者の決定方法 予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって、申し込みにした者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。</p> <p>(3) 契約書作成の要否 要</p> <p>(4) 問い合わせ先 郵便番号 840-0854 佐賀市八戸二丁目2-67 佐賀県佐賀土木事務所 総務課 電話 0952-24-4345</p>
<p>佐賀県情報公開条例(昭和62年佐賀県条例第17号) 第23条の規定により、平成17年度における公文書の開示等の実施状況を次のとおり公表します。 平成18年6月9日</p>	

佐賀県知事 古 川 康

1 公文書の開示の請求の件数

請求件数	3,469件
------	--------

2 開示、部分開示、非開示等の件数

(単位：件)

開示	1,036
部分開示	2,350
非開示	47
不 存 在	16
開示請求拒否	0
取 下 げ	20
却 下 下	0
合 計	3,469

3 不服申立ての件数及び処理件数

(単位：件)

不服申立て件数	処理件数							
	認 容	棄 却	却 下	取下げ	計			
17 年 中	前年度	計	全 部	一 部				
1	1	2	0	2	0	0	0	2

4 情報公開センターにおける情報提供状況

閲 覧 者	9,372人
-------	--------

5 公文書の開示の請求等の実施機関別内訳

(単位：件)

実 施 機 関	件 数
統 括 本 部	26
く ら し 環 境 本 部	131
健 康 福 祉 本 部	71
農林水産商工本部(生産振興部を含む。)	27
県土づくり本部(交通政策部を含む。)	2,677
経 営 支 援 本 部	171
出 納 局	0
東 部 工 業 用 水 道 局	0
計	3,103
議 会	15
教 育 委 員 会	42
選 挙 管 理 委 員 会	39
人 事 委 員 会	1
監 査 委 員 会	0
公 安 委 員 会	21
警 察 本 部 長	248
労 働 委 員 会	0
収 用 委 員 会	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0
佐 賀 県 土 地 開 発 公 社	0
佐 賀 県 住 宅 供 給 公 社	0
佐 賀 県 道 路 公 社	0
合 計	3,469

佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第42条の規定により、

平成17年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成18年6月9日

佐賀県知事 古川 康

1 開示請求の件数

(単位：件)

書面による開示請求	口頭による開示請求
1	6,065

2 開示、部分開示、非開示等の件数

(単位：件)

処理状況	書面による開示請求	口頭による開示請求
開示	0	6,065
部分開示	0	0
非開示	0	0
開示請求拒否	0	0
不存	1	0
取下げ	0	0
却下	0	0
合計	1	6,065

- 3 開示決定等に対する不服申立ての件数 1件
- 4 訂正請求の件数 なし
- 5 訂正、部分訂正、非訂正、取下げ及び却下の件数 なし
- 6 訂正決定等に対する不服申立ての件数 なし
- 7 利用停止請求の件数 なし
- 8 利用停止、部分利用停止、利用不停止、取下げ及び却下の件数 なし
- 9 利用停止決定等に対する不服申立ての件数 なし
- 10 開示請求の実施機関別内訳

(単位：件)

実施機関	書面による開示請求	口頭による開示請求
実 施 機 関		
統 括 本 部	0	0
くらし環境本部	0	0
健康福祉本部	0	114
農林水産商工本部	0	13
県土づくり本部	1	0
経営支援本部	0	0
出 納 局	0	0
東部工業用水道局	0	0
議 会	0	0
教 育 委 員 会	0	5,502
選挙管理委員会	0	0
人 事 委 員 会	0	436
監 査 委 員 会	0	0
労 働 委 員 会	0	0
収 用 委 員 会	0	0
海区漁業調整委員会	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0
佐賀県土地開発公社	0	0
佐賀県住宅供給公社	0	0
佐賀県道路公社	0	0
合 計	1	6,065

○ 公安委員会事項

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に

より、同法による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2に規定する検定に合格した者に対する審査（学科試験及び実技試験を受験しなければならぬ者に限る。）を次のとおり実施します。

平成18年6月9日

佐賀県公安委員会

委員長 檜 垣 南 治 子

1 審査対象者

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者であること。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）の施行の際、現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際、現に旧検定に係る警備業務に係る指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に該当する者を除く。）

2 審査の区分

- (1) 空港保安警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査
- (2) 施設警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査
- (3) 交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査
- (5) 貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査

3 審査の実施日時及び場所

- (1) 実施日時  
平成18年7月11日（火曜日）10時30分から16時まで

なお、10時までに(2)の実施場所に集合してください。

(2) 実施場所

ユースピアさが（佐賀市大和町大字久池井3227番地）

4 検定試験の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

(1) 受付期間

平成18年6月15日（木曜日）から平成18年6月28日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 申請書類の提出先

ア 佐賀県内に住所地を有する警備員

旧合格証明書の交付申請を行った警察署又は住所地を管轄する警察署

イ 佐賀県内に住所地を有する生活安全課又は生活安全課又は生活安全・刑事課

ウ 佐賀県内に住所地を有する警備員で、佐賀県内の営業所に所属するもの

エ 住所地又は当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

オ 佐賀県内に住所地を有する警備員で、佐賀県内の営業所に所属するもの

カ 佐賀県外に住所地を有する警備員で、佐賀県内の営業所に所属するもの

キ 当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

ク

当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

<p>工 佐賀県公安委員会が交付した旧合格証を有する警備員で、佐賀県外に住所を有するもの及び佐賀県外の営業所に所属するもの 佐賀県内のいずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>6 申請書類</p> <p>(1) 審査申請書</p> <p>(2) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>(3) 旧検定の合格証の写し</p> <p>(4) 佐賀県以外の公安委員会が交付した旧検定の合格証を有する者で、佐賀県内に住所地又はその属する営業所が存在するものにあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面</p> <p>7 審査の手数料等</p> <p>(1) 審査の手数料は、4,700円です。</p> <p>(2) 手数料は、審査申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入してください。</p> <p>(3) 手数料は、審査申請書受付後は、申請を取り消した場合又は審査を受けなかつた場合でも返還しません。</p> <p>8 審査結果の通知</p> <p>審査結果は、当日、検定合格者審査の実施場所において行い、合格者には検定期則第11条に規定する成績証明書を交付します。</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 申請は、申請者本人が行うものとします。ただし、当該申請人が属する警備業者の従業員を代理人として申請する場合は、委任状による代理申請を認めます。</p> <p>(2) 申請書の住所の記載に当たつては、字名、番地等を省略することなく、住民票に記載されているとおり正確に記載してください。</p>	<p>(3) 審査に際しては、筆記用具、印鑑、実技試験時に使用する上履き及び旧検定合格証を持参してください。</p> <p>10 問い合わせ先</p> <p>検定の詳細については、最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034)に問い合わせてください。</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。))の交付を受けている者(警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。))を有する者を除く。)に対する講習。</p> <p>以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施します。</p> <p>平成18年6月9日</p> <p>佐賀県公安委員会 委員長 檜 垣 南 治 子</p> <p>1 追加取得講習に係る警備業務の区分及び期日</p> <p>(1) 追加取得講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号警備業務」という。)</p> <p>(2) 期日 平成18年7月21日(金曜日)及び平成18年7月24日(月曜日)の2日間 (各日とも午前8時から午後5時30分まで)</p> <p>2 実施場所 株式会社かわでん九州工場研修施設(佐賀市大和町大字川上4583番地1)</p>
--	---

<p>3 受講対象者</p> <p>追加取得講習は、受講申込日において、3号警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者(旧資格者証を有する者を除く。)で、かつ、次のいずれかに該当するものを対象として行います。</p> <p>(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者及び同項に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p> <p>4 受講定員 10人(予定。先着順とする。)</p> <p>5 受講申込期間、申込先等</p> <p>(1) 申込期間 平成18年6月22日(木曜日)から平成18年6月27日(火曜日)までの午前8時30分から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>(2) 申込先 住所地在又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課(住所地在及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内</p>	<p>いづれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課)</p> <p>なお、郵送による申込みは受け付けません。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書</p> <p>イ 前記3の受講対象者に該当することを証明する次に掲げる書面</p> <p>(イ) 前記3の(1)に該当する者は、最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等が作成する書面及び履歴書</p> <p>(イ) 前記3の(2)に該当する者は、1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記3の(3)に該当する者は、2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面</p> <p>(ウ) 前記3の(4)に該当する者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面</p> <p>    a 旧1級検定に合格した者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>    b 旧2級検定に合格した者は、旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面</p> <p>ウ 資格者証等の写し</p> <p>6 講習手数料等</p> <p>(1) 講習手数料は、14,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。</p> <p>7 講習の委託 この講習は、社団法人佐賀県警備業協会(佐賀市松原一丁目1番1号)に委託して行います。</p>
--	---

<p>8 その他</p> <p>(1) 持参する物 講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。</p> <p>(2) 問い合わせ先 その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033・3034）又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-22-0954）に問い合わせてください。</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施します。</p> <p>平成18年6月9日</p> <p>佐賀県公安委員会 委員長 檜 垣 南 治 子</p> <p>1 講習に係る警備業務の区分及び期日</p> <p>(1) 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）</p> <p>(2) 期日 平成18年7月18日（火曜日）から平成18年7月24日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の5日間（各日とも午前8時から午後5時30分まで）</p> <p>2 実施場所 株式会社かわでん九州工場研修施設（佐賀市大和町大字川上4583番地1）</p> <p>3 受講対象者 講習は、受講申込日において次のいずれかに該当する者を対象として行います。</p>	<p>(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者及び同項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p> <p>4 受講定員 10人（予定。先着順とする。）</p> <p>5 受講申込期間、申込先等</p> <p>(1) 申込期間 平成18年6月22日（木曜日）から平成18年6月27日（火曜日）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）</p> <p>(2) 申込先 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課） なお、郵送による申込みは受け付けません。</p> <p>(3) 提出書類 ア 受講申込書</p>
--	--

<p>イ 前記3の受講対象者に該当することを証明する次に掲げる書面</p> <p>(ア) 前記3の(1)に該当する者は、最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等が作成する書面及び履歴書</p> <p>(イ) 前記3の(2)に該当する者は、1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記3の(3)に該当する者は、2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面</p> <p>(エ) 前記3の(4)に該当する者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面</p> <p>    a 旧1級検定に合格した者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>    b 旧2級検定に合格した者は、旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面</p> <p>6 講習手数料等</p> <p>(1) 講習手数料は、38,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。</p> <p>7 講習の委託</p> <p>この講習は、社団法人佐賀県警備業協会(佐賀市松原一丁目1番1号)に委託して行います。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 持参する物 講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。</p> <p>(2) 問い合わせ先 その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課(電話代</p>	<p>表0952-24-1111 内線3033・3034)又は社団法人佐賀県警備業協会(電話代表0952-22-0954)に問い合わせてください。</p> <p>警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条の警備員指導教育責任者講習(以下「特例講習」という。)を次のとおり実施します。</p> <p>平成18年6月9日</p> <p>佐賀県公安委員会 委員長 檜 垣 南 治 子</p> <p>1 特例講習に係る警備業務の区分及び期日</p> <p>(1) 特例講習に係る警備業務の区分 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第2条第1項第3号に規定する警備業務</p> <p>(2) 期日 平成18年7月21日(金曜日)及び平成18年7月24日(月曜日)の2日間(各日とも午前8時から午後5時30分まで)</p> <p>2 実施場所 株式会社かわでん九州工場研修施設(佐賀市大和町大字川上4583番地1)</p> <p>3 受講対象者 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者</p> <p>4 受講定員 10人(予定。先着順とする。)</p> <p>5 受講申込期間、申込先等</p> <p>(1) 申込期間 平成18年6月28日(水曜日)から平成18年6月30日(金曜日)までの午</p>
---	---

<p>前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 申込先 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課 なお、郵送による申込みは受け付けません。</p> <p>(3) 提出書類 ア 受講申込書 イ 旧資格者証の写し</p> <p>6 講習手数料等 (1) 講習手数料は、14,000円です。 (2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。 なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。</p> <p>7 講習の委託 この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市松原一丁目1番1号）に委託して行います。</p> <p>8 その他 (1) 持参する物 講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。 (2) 問い合わせ先 その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033・3034）又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-22-0954）に問い合わせてください。</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。</p> <p>平成18年6月9日</p>	<p style="text-align: right;">佐賀県公安委員会 委員長 檜 垣 南 治 子</p> <p>1 検定の種別及び区分 (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級 (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級</p> <p>2 検定試験の日時及び場所 (1) 日時 平成18年9月8日（金曜日）8時30分から16時30分まで (2) 場所 ユースピアさが（佐賀市大和町大字久池井3227番地）</p> <p>3 検定試験の内容 (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級 ア 学科試験 (ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。 (イ) 法令に関すること。 (ロ) 核燃料物質等危険物に関すること。 (ハ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 (ニ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。 (ホ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験 (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 (イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。 (ロ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 ア 学科試験</p>
---	--

<p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。</p> <p>(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>(オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>(イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における急の措置に関すること。</p> <p>4 受検資格</p> <p>佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県外に住所を有する警備員で、佐賀県内の営業所に属しているもの</p> <p>なお、核燃料物質等危険物運搬警備業務1級の検定を受検しようとする者にあつては、佐賀県公安委員会が、核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるものと同等以上の知識及び能力を有すると認める者に限ります。</p> <p>5 受検定員</p> <p>各区分とも30人(予定。先着順とする。)</p> <p>6 検定申請の手続</p> <p>(1) 検定申請書の受付期間 平成18年7月18日(火曜日)から平成18年7月21日(金曜日)まで</p> <p>(2) 検定申請書の提出先 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>なお、郵送による検定申請は、受け付けません。</p>	<p>(3) 提出書類</p> <p>ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級</p> <p>(ア) 検定申請書</p> <p>(イ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面</p> <p>(ウ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>(エ) 佐賀県公安委員会が交付した1級検定受検資格認定書</p> <p>イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級</p> <p>(ア) 検定申請書</p> <p>(イ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面</p> <p>(ウ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>(4) 受検票の持参 検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。</p> <p>7 検定の手数料等</p> <p>(1) 検定の手数料は、各区分とも16,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入してください。</p> <p>(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 今回の公示にかかる1級の検定を受検しようとする者にあつては、1級</p>
--	---

<p>検定受検資格認定書が必要となるので、平成18年6月28日(水曜日)までに、検定申請書の提出を予定している警察署を経由して1級検定受検資格認定の申請を行うこと。</p> <p>(2) 検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に館内で使用する運動靴を持参してください。</p> <p>9 問い合わせ先      検定の詳細については、最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034)にお問い合わせください。</p>	<p>正や制度の改廃等が実施されている。</p> <p>以上のことから、今回、現行の佐賀県地域防災計画を見直し、必要な修正を行った。</p> <p>第2 修正の要旨</p> <p>1 情報の収集・伝達の取組み</p> <p>(1) 防災情報システムの整備及び住民への災害情報提供システムの整備      県は、災害情報や防災情報等を収集し、防災対策を実施するとともに県ホームページや電子メールで住民に提供するシステムの整備を図ることとした。</p> <p>(2) 県防災行政通信施設の停電対策の徹底      県防災行政通信施設の庁舎用非常用電源装置の整備促進と非常用電源を用いた訓練の実施、的確な操作の徹底等を明記し、停電対策を徹底することとした。また、緊急時における防災情報を直接住民へ提供することができるよう市町防災行政無線との接続を図り、情報伝達体制を強化することとした。</p> <p>(3) 収集する情報の追加      県で収集する防災情報として、国土交通省の設置するカメラからの情報、電子メールによる情報を加えた。</p> <p>(4) 災害情報の収集・連絡方法の強化      県警察は、ヘリコプターに加え交番、駐在所の要員及びパトカー等により被害状況及び交通状況を把握することとした。</p> <p>防災関係機関の職員は、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話等を活用し、被災状況を把握することとした。</p> <p>市町、防災関係機関等からの情報収集が困難な場合、県は必要に応じて、職員を被災市町の災害対策本部等現地に派遣し、情報を直接収集することとした。</p> <p>さらに、県は、国土交通省から提供された画像情報を、必要に応じて、</p>
<p style="text-align: center;">○ 雑 報</p> <p>災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条第1項の規定により佐賀県地域防災計画を修正したので、同条第4項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成18年6月9日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県防災会議</p> <p style="text-align: center;">会 長 古 川 康</p> <p>佐賀県地域防災計画の修正要旨</p> <p>第1 修正の経緯</p> <p>佐賀県地域防災計画については、前回の修正から4年が経過したが、この間、熊本県水俣市土石流災害(平成15年7月)、佐賀県竜巻災害(平成16年6月)、新潟・福島豪雨(平成16年7月)、新潟県中越地震(平成16年10月)及び福岡県西方沖地震(平成17年3月)など、相次ぐ災害が本県をはじめ全国各地で発生し、大きな被害をもたらした。</p> <p>また、近年の高齢化、都市化等により地域の防災力が低下しているとみられるため、防災対策の一層の充実強化が求められている。</p> <p>さらに、国の防災基本計画の修正、国、県、その他防災関係機関の組織改</p>	

<p>市町等へ配信することとした。</p> <p>(5) 放送機関の利用及びインターネットの利用          県、市町は、有線テレビジョン放送事業者に、電話、電子メール等で、迅速かつ正確に情報を伝達し、放送要請を行うこととした。          また、県は、インターネットを利用して電子メール、画像及びデータ等による情報伝達を行うこととした。</p> <p>(6) 住民への情報伝達の徹底          市町における避難勧告・指示の住民への伝達に当たっては、防災行政無線、広報車等あらゆる手段を活用して迅速、的確に伝達し、特に、災害時要援護者には十分配慮し、消防機関、自治会、民生委員・児童委員等を活用することとした。</p> <p>(7) 災害広報の明確化          災害時における人心の安定を図るため、市町等防災関係機関と連携して災害時の時系列に応じた広報ニーズを踏まえ、県民に対する災害広報(県外への支援広報及び緊急広報の放送・報道要請を含む。)を実施することとした。          併せて、市町は、必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請することとした。また、報道機関も、県民に対する広報と同様の内容の広報を実施することとした。          県民へ総合的な情報を提供するため、ポータルサイト等の情報提供窓口を設置することとした。</p> <p>(8) 住民広報の充実          災害時の広報については、被害情報や避難勧告等防災情報に加え、地域住民の民心の安定を図るため、原子力発電施設、ダム等の重要施設等について、当該施設等が被災していない場合においても、被災していない旨の安心情報を提供することとした。          また、県民生活に密接に関連する交通機関の運行状況、道路情報、金</p>	<p>融機関・ライオンライオンの状況等の生活支援情報についても積極的に提供することとした。</p> <p>2 災害時要援護者への取組み</p> <p>(1) 市町等の避難計画          市町は、災害時要援護者の避難について、事前に援助者を決めておくなどの支援体制の整備に努めることとし、市町地域防災計画に避難誘導や支援計画を定めておくこととした。          また、学校、病院及び社会福祉施設等の避難計画や訓練等についても記述し、安全確保を図ることとした。</p> <p>(2) 災害時要援護者対策の強化          災害時要援護者に対する防災対策を強化するため、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に、市町は、地域の実情に応じたマニュアルを作成し、災害時要援護者に対する防災対策を充実することとした。          また、市町は、在宅の災害時要援護者に対する防災知識の普及・啓発(地震対策として家具の転倒防止等)及び災害時要援護者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施することとした。</p> <p>(3) 適切な避難誘導の実施          避難の勧告・指示は、躊躇せず、時期を逸することなく行うこととしているが、この場合、市町は、災害時要援護者に十分配慮し、早めに避難勧告・指示を出し、避難誘導が余裕をもって行えることとした。</p> <p>(4) 自主避難の実施          市町は、土砂災害等の前兆現象が出現した場合等、住民の自主避難に必要な知識の普及を図ることとした。          また、住民においても、豪雨等によって災害発生の危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見し、危険と判断した場合等は、隣近所で声を掛け合つての自主避難を心掛けることとした。</p>
--	--

<p>3 避難所運営等への取組み</p> <p>(1) 避難所としての機能強化</p> <p>学校・公民館等については、設計時において避難所として位置づけることを考慮するとともに、必要に応じ、男女別シャワー室に加え備蓄倉庫等を整備し、避難所としての機能を向上させることとした。</p> <p>(2) 避難収容活動の強化</p> <p>市町は、災害時要援護者の避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難場所の機能強化として、居住性に配慮することを記述した。また、避難生活上必要となる基本的事項として、情報提供の内容や食料の供給、トイレバシンの確保等について記述した。</p> <p>避難所の円滑な管理運営のため県が策定した「避難所マニュアル策定指針」を参考に、市町は、地域の実情に応じたマニュアルを作成し、避難収容活動を充実することとした。</p> <p>(3) 被災者の心のケアの実施</p> <p>被災のショックや避難生活のストレス等により、心身の健康に影響を受けた被災住民に適切なメンタルヘルスマスクを提供する必要があるため、県は精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所及び被災市町と連携して、公的医療機関等の協力を得て、必要に応じて巡回相談チームを編成するなど相談体制の整備に努めることとした。</p> <p>(4) 避難所の適切な運営</p> <p>市町は、避難の長期化等必要に応じ、避難所への保健医療スタッフや手話通訳者の配置や避難者のトイレバシンの確保等、居住性に配慮するとともに良好な生活環境の維持に努めることとした。</p> <p>また、市町は、避難生活の長期化対策として、高齢者等が集まるコミュニケーションセンター等の設置に努めることとした。</p> <p>(5) 車上避難者への疾病等予防の配慮</p> <p>市町及び県は、車上において避難生活を送る被災者に対して、深部静</p>	<p>脈血栓症（エコノミークラス症候群）等疾病の予防に配慮することとした。</p> <p>(6) 義援物資の実態把握体制の強化</p> <p>県に被災地ニーズの情報が集まらず、実態把握が困難な場合、県は、必要に応じて職員を被災地の災害対策本部等へ派遣して、現地の状況把握を行うこととした。</p> <p>また、県は、保管している義援物資を仕分けし、時間の経過によって変化するニーズを踏まえ、市町に配分することができるよう義援物資受付・配送システムの整備に努めることとした。</p> <p>4 防災体制強化の取組み</p> <p>(1) 県災害対策本部室（県危機管理センター）の整備</p> <p>県は、情報通信機器を備えた常設の県災害対策本部室（県危機管理センター）を整備することとした。</p> <p>(2) 24時間体制の推進</p> <p>県、市町、各防災関係機関は、参集体制の整備を図るとともに、その際の役割、責任等の明確化に努めることとした。また、夜間、休日に対応できる体制整備を図ることとした。</p> <p>また、県は、災害時の初動体制として、宿日直による24時間体制を整備したが、この的確な運用を進めるとともに、幹部職員等は常時携帯電話を携行し、気象情報等の情報収集に努めることとした。</p> <p>(3) 初動体制の強化</p> <p>大規模震災時には、電話による通信が制限又は寸断することが予測されるため、勤務時間外の災害対策本部設置に関する職員への連絡については、宿日直担当職員から、県庁イントラポータルサイトを活用し、パソコンによる電子メールにより一斉に連絡することとした。</p> <p>(4) 県職員参集体制の見直し</p> <p>災害対策本部が設置される場合においては、甚大な被害が発生する又</p>
---	--

<p>は予想されることから、全職員が防災対策にあたることとなっているが、職員においては、居住地周辺での人命救助や職員自身が被災した場合など、直ちに配備につけない場合が考えられることから、実効性のある参集配備体制を構築することとした。</p> <p>ア 配備要員の基準…災害対策に従事することができる全職員</p> <p>イ 職員の参集配備</p> <p>(ウ) 居住地の周辺で大規模な被害が発生し、救助活動を行うため登庁できないときは必要な措置を講じた後、速やかに登庁する。</p> <p>(ク) 職員自身が重大な負傷等により登庁できないときは、参集配備の規定は適用しない。</p> <p>(ケ) 職員の家族が被災し、被災者の避難や病院への収容等の必要な措置をとるため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁する。</p> <p>(コ) 遠隔地に出張する等、直ちに登庁できないときは、できるだけ速やかな登庁に努める。</p> <p>ただし、災害対策本部員、課(室)長、消防防災課及び危機管理・広報課職員等の防災担当職員にあつては、業務としての災害対策につくため、(ウ)及び(ク)の規定は、適用しないこととした。</p> <p>(5) 防災訓練の充実</p> <p>防災訓練について、関係機関との連携強化や防災意識の高揚を図るため、より具体的に記載し、実施していくこととした。</p> <p>また、市町、事業所等の防災訓練についても明確にし、防災対策の充実を図ることとした。</p> <p>5 避難対策の強化</p> <p>(1) 避難準備情報の提供</p> <p>住民避難については、これまで避難勧告及び避難指示により実施してきたが、これに加えて災害時要援護者、特に避難活動に時間を要する者</p>	<p>に対し、早めに避難行動を開始するよう、「避難準備情報」を発令することとした。</p> <p>(2) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>市町長は、避難勧告等を迅速かつ的確に判断できるよう、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえ、災害の状況に応じた避難勧告等の対象区域や伝達方法を取りまとめたマニュアルの作成に努めることとした。</p> <p>6 耐震化対策強化の取組み</p> <p>(1) 公共施設等の耐震性の確保</p> <p>災害時に地域住民の避難所となる学校、公民館等の施設について、年次毎に耐震診断目標数値を設定し、耐震化対策の促進を図ることとした。</p> <p>(2) 交通施設等の耐震性の確保</p> <p>県民の社会経済活動に不可欠であるとともに、震災時の応急活動に重要な役割を果たす交通施設等について、年次毎に耐震点検目標数値を設定し、耐震化対策の促進を図ることとした。</p> <p>(3) 建築物等の耐震性の確保</p> <p>ブロック塀の倒壊や落下物による被害を防止するため、施工関係者に対し築造時の建築確認等の機会を捉えて正しい施工のあり方及び既存のもの補強の必要性について指導等を徹底するとともに、施工業者等に対する落下物の防止に関する広報の実施等の啓発活動を行うこととした。</p> <p>7 鉄道事故への取組み</p> <p>(1) 負傷者の迅速な搬送</p> <p>消防本部において、迅速かつ円滑な救急救助業務が実施できるよう、災害時の初動対応や活動部隊の編成等を規定した救急業務計画を策定することとした。</p> <p>(2) 消防本部と鉄道事業者の連携</p> <p>災害応急対策時の安全対策や訓練の実施等、消防本部と鉄道事業者との日ごころからの連携を強化することとした。</p>
--	--

<p>(3) こころのケア対策</p> <p>急性ストレス障害等精神的に大きな影響を受ける被災者や家族等に対するメンタルヘルスケア対策を実施することとした。</p> <p>8 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(1) 減災の取組み</p> <p>いっどこにでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための減災のための備えをよりいっそう充実することとした。</p> <p>具体的には、ハザードマップの作成、避難所等公共施設の計画的整備、被害想定に対応した防災訓練の実施などを記述した。</p> <p>(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進</p> <p>災害時の避難所においては、授乳スペースの確保等が必要となるなど、男女のニーズの違いを踏まえた防災対策を実施する必要があることから、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を実施することとした。</p> <p>ア 男女双方の視点に配慮した防災知識の普及と自主防災組織における防災訓練やリーダー研修会への女性の参画の促進</p> <p>イ 男女双方の視点に配慮した避難所の運営</p> <p>9 その他の修正</p> <p>(1) 第1編：総則、第2編：風水害対策、第3編：震災対策 関連</p> <p>ア 災害予防対策計画</p> <p>(ウ) 住民への情報伝達体制の整備</p> <p>県は、整備した雨量や土砂災害等の情報提供システムにより、土砂災害危険箇所、地すべり区域等を有する市町と連携し、住民に対し迅速な情報伝達に努めることとした。</p> <p>(イ) 災害用伝言ダイヤル活用体制の整備</p> <p>県及び市町は、被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族、親戚、知人等の安否等を確認できる情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル」の普及促進のための広報を実施すること</p>	<p>とした。</p> <p>(ウ) 広域防災体制の強化</p> <p>県は、大規模災害時に、他道府県から緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定することとした。</p> <p>(イ) 県と防災関係機関等との相互協定の締結</p> <p>県は、新たに防災関係機関等との間で食料等の供給、物資等の緊急輸送、応急仮設住宅の建設、CATV事業者への放送要請等、協定を締結し、災害時において、災害応急対策活動を円滑に実施することとした。</p> <p>(イ) 災害時医療救護マニュアルに基づく医療活動の実施</p> <p>県は、災害時における詳細な医療活動の手順を規定した「災害時医療救護マニュアル」を作成し、関係者に普及させていくとともに、迅速かつ的確な医療活動に役立てることとした。</p> <p>(ウ) 孤立集落の孤立防止対策の実施</p> <p>県及び市町は、災害時に集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備等に努めることとした。</p> <p>イ 災害応急対策計画</p> <p>(ウ) 県の活動体制の強化</p> <p>本庁舎新行政棟に置く佐賀県防災センターを災害対策本部室とした。ただし、これがない場合は、本庁舎内の適当な会議室(震災編では、適当な現地機関)を選定することとした。</p> <p>(イ) 災害時相互応援協定の締結</p> <p>災害時に、遠隔地市町からの支援が効果的であることから、市町は県外市町との災害時相互応援協定の締結を推進することとした。</p> <p>(ウ) 多様な通信手段の利用</p> <p>県防災行政無線の伝達方法として光ケーブル回線を記載し、新たに電子メール及びデータ等による情報の送受信を行うこととした。</p>
--	---

<p>(イ) 医療救護班の派遣要請</p> <p>県は、県医療救護班全部を派遣しても、十分に対処できないと認める場合は、県医師会・災害拠点病院に対して、救護所への医療救護班の派遣の協力を求め、県医師会は、県と締結した「災害時における医療救護に関する協定書」に基づき、医療救護班を派遣することとした。</p> <p>また、災害拠点病院についても、県の要請に基づき、医療救護班を派遣することとした。</p> <p>(ウ) ドクターヘリの出動要請</p> <p>消防機関は、傷病者の搬送手段としてヘリコプターが必要と認めるときは、「福岡県及び佐賀県におけるドクターヘリの運航に係る協定」に基づき、直接、久留米大学病院にドクターヘリの出動を要請することができることとした。</p> <p>(ウ) 広域航空消防応援の要請</p> <p>県内の消防力で対処できない場合、市町は、県を通じ、又は県と連絡が取れない場合は、直接消防庁に広域航空消防応援を要請することとした。</p> <p>(イ) 域外避難の実施</p> <p>被災市町内に避難所設置が困難な場合、県及び隣接市町との協議事項を明記し、円滑な避難所設置ができることとしたほか、県外への避難について、県は、他県への広域避難の支援要請を行うこととした。</p> <p>(ウ) 応急仮設住宅の建設</p> <p>県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、「応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、社団法人アレハブ建築協会に対し、協力を求めることとした。</p> <p>また、入居者選定に際しては、地域コミュニティの良好な維持を</p>	<p>図るため、地区単位で割当て、更には災害時要援護者に配慮することとした。</p> <p>(ウ) 警察署への一時避難</p> <p>避難住民を警察署に一時的に受け入れ、避難所の整備が整った段階で、避難所に誘導することとした。</p> <p>(イ) 緊急輸送の実施</p> <p>県は、災害時の輸送を的確に行うため、時系列による輸送対象を示し、防災対策の実施状況や被災地のニーズに応じた輸送を行うこととした。</p> <p>また、福祉施設等に対し、保有する車両の提供を要請することとした。</p> <p>(ウ) 食料、飲料水及び生活必需品等の供給</p> <p>県は、備蓄物資・資機材や、関係機関等から調達・確保した物資等を市町、防災関係機関等と連携し、迅速な救援を実施することとした。</p> <p>また、物資の供給を円滑に進めるため、市町は避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、県へ速やかに状況を報告することとした。</p> <p>(イ) 災害救援ボランティアセンターの設置</p> <p>佐賀県社会福祉協議会等のボランティア活動支援機関は県と連携し、被災市町におけるボランティア活動の後方支援を行う災害救援ボランティア活動本部を設置し、必要な情報の収集・提供に努めることとした。</p> <p>市町は、災害救援ボランティアセンターを設置する市町社会福祉協議会等関係機関と連携・協力し、ボランティアのニーズ把握や情報提供等を行うこととした。</p> <p>また、県は、災害救援ボランティアセンターの開設状況等の情報</p>
--	---

提供を行う窓口を開設するとともに、専門的な知識・技術等を有する技術者・団体に情報を提供し、必要に応じて被災市町への支援を要請することとした。

- (イ) 仮設トイレの設置  
市町は、被災地の衛生環境を確保するため、仮設トイレを設置する場合には、洋式トイレとするなど高齢者や障害者に配慮することとした。

また、県は被災地の市町から、し尿等の収集運搬について協力要請があったときは、「無償団体救済協定（災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬）」に基づき、県環境整備事業協同組合に支援協力を要請することとした。

- (ロ) 廃棄物処理体制の強化  
県は、市町からの要請により、県内市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行うこととした。

また、被災市町や県内市町で一般廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じて他県や国へ支援要請を行うこととした。

- (ハ) 被災者等の健康管理の実施  
県は、被災者等の健康管理を行うため、精神保健福祉センターを中心に被災市町と連携して、保健福祉事務所及び公的医療機関等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施するとともに、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努めることとした。

- (ニ) 応急金融対策  
佐賀財務事務所及び日本銀行福岡支店は、災害時の非常金融措置として、災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切に行うことや、

証券、保険会社においても、銀行等の対応と同様に非常金融措置を適切に講じることとした。

- (ホ) 孤立地域の救助・救済活動の実施  
県及び市町は、災害時に孤立地域が発生した場合、被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施、緊急物資等の輸送、道路の応急復旧による生活の確保について、応急対策を講じることとした。
- ウ 災害復旧・復興計画

- (ヘ) 被災者生活再建支援金の支給  
被災者生活再建支援法の施行に伴い、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的に自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して支援金を給付する制度について記述した。

- エ その他
- (フ) 企業等との応援協定の追加  
情報伝達手段の確保及び災害時における支援物資調達体制の整備等のために、新たに締結した協定を加えた。

- (ク) 専門ボランティアの追加  
被災者の骨折・脱臼等に対し有効と考えられる整骨等に関する専門ボランティアを加えた。

- (ケ) 九州地方整備局の支援体制等を追加  
九州地方整備局ヘリコプターによる情報収集をはじめとする資機材及び職員の応援に関する項目を加えた。

- (2) 第4編：原子力災害対策 関連  
ア 総則

- (イ) 地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町の変更  
防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（玄海原子力発電所から半径10kmの円内（以下「EPZ」という。））を市町村合併に伴い、

<p>玄海町、唐津市、肥前町、鎮西町、呼子町から玄海町及び唐津市に修正した。</p> <p>(4) 広報を重点的に実施する地域の指定 伊万里市は、EPZに比較的近接しており、EPZを除く唐津市の地域とともに、広報等を重点的に実施する地域(以下「関係市等」という。)とした。</p> <p>イ 災害予防対策</p> <p>(7) 緊急被ばく医療活動体制の整備 国の防災指針に基づき緊急被ばく医療機関として、初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関を記述するとともに、県で作成した緊急被ばく医療活動の手順を定めた「緊急被ばく医療活動マニュアル」を関係者に普及し、迅速かつ的確な緊急被ばく医療活動に役立てることとした。</p> <p>(4) 住民等への的確な情報伝達体制の整備 関係市等は、事故や特定事象発生後の経過に応じて住民等に情報を提供する伝達体制を整備することとした。また、相談窓口の設置方法を定めておき、ホームページ、CATV等多様なメディアの活用体制の整備に努めることとした。</p> <p>(4) 原子力防災に関する住民への知識の普及啓発 関係市等は、住民に対する原子力防災に関する知識の普及啓発のための広報活動を実施することとした。</p> <p>ウ 災害応急対策</p> <p>(7) 特定事象発生後の通報実施 県が受けた原子力事業者及び国等からの通報連絡事項を、関係市等に連絡することとした。</p> <p>(4) 緊急被ばく医療活動の実施 初期被ばく医療活動、二次被ばく医療活動及び三次被ばく医療活</p>	<p>動について、それぞれの活動内容を記述した。</p> <p>また、県は、医療機関や消防機関等から被ばく者の三次被ばく医療機関等への搬送について要請があった場合又は自ら必要と認められた場合は、消防庁、自衛隊等に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請することとした。</p> <p>(4) 住民等への情報伝達活動の実施 関係市等は、あらゆる手段を用いて、事故・災害等の概況、災害応急対策の実施状況、不安解消のための住民に対する呼びかけを実施することとした。</p> <p>エ 災害復旧対策</p> <p>(7) 心身の健康相談活動の実施 関係市等は、県、国、関係周辺市町、県医師会等と連携して住民等に対する心身の健康相談を実施することとした。</p> <p>(3) 全編共通 関連</p> <p>ア 組織改正関連の修正 (指定地方行政機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・九州地方医務局→九州厚生局</li> <li>・佐賀食糧事務所→削除(業務は九州農政局へ統合)</li> <li>・熊本営林局(佐賀営林署、武雄営林署)→九州森林管理局(佐賀森林管理署)</li> <li>・九州通商産業局→九州経済産業局</li> <li>・九州鉱山保安監督局→九州産業保安監督部</li> <li>・佐賀陸運支局、唐津海運支局→佐賀運輸支局、佐賀運輸支局唐津庁舎</li> <li>・第四港湾建設局(唐津港湾工事事務所)→削除(業務は九州地方整備局へ統合)</li> <li>・大阪航空局福岡空港事務所→佐賀空港出張所を追加</li> </ul>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>九州郵政局(佐賀中央郵便局)→削除(指定公共機関へ分類換え)</li> <li>九州電気通信監理局→九州総合通信局</li> <li>佐賀労働基準局→佐賀労働局</li> <li>九州地方建設局(佐賀国道工事事務所、武雄工事事務所、筑後川工事事務所)→九州地方整備局(佐賀国道事務所、武雄河川事務所、筑後川河川事務所、唐津港湾事務所)</li> <li>(指定公共機関)</li> <li>日本電信電話株式会社→西日本電信電話株式会社</li> <li>日本銀行(福岡支店)→佐賀事務所を追加</li> <li>日本道路公団(福岡管理局佐賀管理事務所)→西日本高速道路株式会社(九州支社佐賀管理事務所)</li> <li>国立佐賀医科大学附属病院→佐賀大学医学部附属病院</li> <li>エヌ・ティ・エヌ・ドコモ九州株式会社(佐賀支店)→新たに追加</li> <li>日本郵政公社(佐賀中央郵便局)→指定地方行政機関から分類換え</li> <li>(指定地方公共機関)</li> <li>株式会社エフエム佐賀→公共的団体から分類換え(公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等)</li> <li>株式会社エフエム佐賀→指定地方公共機関へ分類換え(県の機関)</li> <li>6部2局→6本部2部</li> </ul> <p>総務部 統括本部</p> <p>企画部 ぐらし環境本部</p> <p>厚生部 健康福祉本部</p> <p>環境生活局 農林水産商工本部</p> <p>経済部 生産振興部</p>	<p>農政部 県土づくり本部</p> <p>水産林務局 交通政策部</p> <p>土木部 経営支援本部</p> <p>その他名称の変更など</p>
---	---

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年六月九日印刷及び発行  
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
 印刷所 株式会社古川総合印刷

